

○ 学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

目次	改 正 案	現 行
第一章 総則（第一条—第五条）	第一章 総則（第一条—第五条）	第一章 総則（第一条—第五条）
第二章 資金収支計算及び資金収支計算書（第六条—第十四条の二）	第二章 資金収支計算及び資金収支計算書（第六条—第十四条）	第二章 資金収支計算及び資金収支計算書（第六条—第十四条）
第三章 事業活動収支計算及び事業活動収支計算書（第十五条—第二十一条）	第三章 消費収支計算及び消費収支計算書（第十五条—第二十四条）	第三章 消費収支計算及び消費収支計算書（第十五条—第二十四条）
第四章 貸借対照表	第四章 貸借対照表	第四章 貸借対照表
第一節 資産（第二十五条—第二十八条）	第一節 資産（第二十五条—第二十八条）	第一節 資産（第二十五条—第二十八条）
第二節 基本金（第二十九条—第三十一条）	第二節 基本金（第二十九条—第三十一条）	第二節 基本金（第二十九条—第三十一条）
第三節 貸借対照表の記載方法等（第三十二条—第三十六条）	第三節 貸借対照表の記載方法等（第三十二条—第三十六条）	第三節 貸借対照表の記載方法等（第三十二条—第三十六条）
第五章 知事所轄学校法人に関する特例（第三十七条—第三十九条）	第五章 知事所轄学校法人に関する特例（第三十七条・第三十八条）	第五章 知事所轄学校法人に関する特例（第三十七条・第三十八条）
第六章 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人に関する特例（第四十条）	第六章 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人に関する特例（第三十九条）	第六章 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人に関する特例（第三十九条）
附則	附則	附則
第一章 総則 (学校法人会計の基準)	第一章 総則 (学校法人会計の基準)	第一章 総則 (学校法人会計の基準)
第一条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号。以下「法」という。）第十四条第一項に規定する学校法人（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものに限るものとし、以下第六章を除き「学校法人」という。）は、この省令で定めるところに従	第一条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号。以下「法」という。）第十四条第一項に規定する学校法人（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものに限るものとし、以下第六章を除き「学校法人」という。）は、この省令で定めるところに従	第一条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号。以下「法」という。）第十四条第一項に規定する学校法人（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものに限るものとし、以下第六章を除き「学校法人」という。）は、この省令で定めるところに従

い、会計処理を行い、財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成しなければならない。

- 2 学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。

（会計の原則）

第二条 学校法人は、次に掲げる原則によつて、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。

一 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。

二 すべての取引について、複式簿記の原則によつて、正確な会計帳簿を作成すること。

三 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明りよう表示すること。

四 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（収益事業会計）

第三条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十六条第一項に規定する事業に関する会計（次項において「収益事業会計」といいう。）に係る会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従つて行わなければならない。

2 収益事業会計については、前二条及び前項の規定を除き、この省令の規定は、適用しない。

（計算書類）

（計算書類）

第四条 学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。

一 資金収支計算書及びこれに附属する活動区分資金収支計算書

二 収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

イ 資金収支内訳表

ロ 人件費支出内訳表

二 事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表

三 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表

イ 固定資産明細表

ロ 借入金明細表

ハ 基本金明細表

第四条 学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。

一 資金収支計算書及びこれに附属する次に掲げる内訳表

イ 資金収支内訳表

ロ 人件費支出内訳表

二 消費収支計算書及びこれに附属する消費収支内訳表

三 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表

イ 固定資産明細表

ロ 借入金明細表

ハ 基本金明細表

(総額表示)

第五条 計算書類に記載する金額は、総額をもつて表示するものとする。ただし、預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出及び食堂に係る収入と支出その他教育活動に付随する活動に係る収入と支出については、純額をもつて表示することができる。

第二章 資金収支計算及び資金収支計算書

(資金収支計算の目的)

第六条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものとする。

(資金収支計算の方法)

第七条 資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となつたもの（第十一条において「前期末前受金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの（第十一条において「期末未収入金」という。）について行なうものとする。

2 資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となつたもの（第十一条において「前期末前払金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（第十一条において「期末未払金」という。）について行なうものとする。

（勘定科目）

第八条 学校法人は、この章の規定の趣旨に沿つて資金収支計算を行なうため必要な勘定科目を設定するものとする。

（資金収支計算書の記載方法）

第九条 資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

（資金収支計算書の記載科目）

第十条 資金収支計算書に記載する科目は、別表第一のとおりとする。

（前期末前受金等）

第十一條 当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入

金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。

- 2 当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。

(資金収支計算書の様式)

第十二条 資金収支計算書の様式は、第一号様式のとおりとする。

(資金収支内訳表の記載方法等)

第十三条 資金収支内訳表には、資金収支計算書に記載される収入及び支出で当該会計年度の諸活動に対応するものの決算の額を次に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

- 一 学校法人（次号から第五号までに掲げるものを除く。）
- 二 各学校（専修学校及び各種学校を含み、次号から第五号までに掲げるものを除く。）

三 研究所

四 各病院

五 農場、演習林その他前二号に掲げる施設の規模に相当する規模を有する各施設

- 2 前項第二号に掲げる部門の記載にあつては、二以上の学部を置く大学にあつては学部（当該学部の専攻に対応する大学院の研究科、専攻科及び別科を含む。）に、二以上の学科を置く短期大学にあつては学科（当該学科の専攻に対応する専攻科及び別科を含む。）に、二以上の課程を置く高等学校にあつては課程（当該課程に対応する専攻科及び別科を含む。）にそれぞれ細分して記載するものとする。この場合において、学部の専攻に対応しない大学院の研究科は大学の学部と

みなす。

3 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一百三十三条に規定する大學に係る前項の規定の適用については、當該大學に置く大學院の研究科は大學の学部とみなす。

4 通信による教育を行なう大學に係る第二項の規定の適用については、當該教育を担当する機關は大學の学部又は短期大學の学科とみなす。

5 資金收支内訳表の様式は、第一号様式のとおりとする。

（人件費支出内訳表の記載方法等）

第十四条 人件費支出内訳表には、資金收支計算書に記載される人件費支出の決算の額の内訳を前条第一項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による記載について準用する。

3 人件費支出内訳表の様式は、第三号様式のとおりとする。

（活動区分資金收支計算書の記載方法等）

第十四条の二 活動区分資金收支計算書には、資金收支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載するものとする。

- 一 教育活動
- 二 施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動
- 三 資金調達その他前二号に掲げる活動以外の活動

2 活動区分資金收支計算書の様式は、第四号様式のとおりとする。

第三章 事業活動収支計算及び事業活動収支計算書

第三章 消費収支計算及び消費収支計算書

(事業活動収支計算の目的)

第十五条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の次に掲げる活動に對応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において第二十九条及び第三十条の規定により基本金に組み入れる額（以下「基本金組入額」という。）を控除した当該会計年度の諸活動に對応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行うものとする。

一 教育活動

二 教育活動以外の経常的な活動

三 前二号に掲げる活動以外の活動

(事業活動収支計算の方法)

第十六条 事業活動収入は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計算するものとする。

2 事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとする。

3 事業活動収支計算は、前条各号に掲げる活動ごとに、前二項の規定により計算した事業活動収入と事業活動支出を対照して行うとともに、事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行うものとする。

(勘定科目)

第十七条 学校法人は、この章の規定の趣旨に沿つて事業活動収支計算を行ふため必要な勘定科目を設定するものとする。

(消費収支計算の目的)

第十五条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにするため、消費収支計算を行なうものとする。

(消費収支計算の方法)

第十六条 消費収入は、当該会計年度の帰属収入（学校法人の負債とならない収入をいう。以下同じ。）を計算し、当該帰属収入の額から当該会計年度において第二十九条及び第三十条の規定により基本金に組み入れる額を控除して計算するものとする。

2 消費支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとする。

3 消費収支計算は、前二項の規定により計算した消費収入と消費支出を対照して行なうものとする。

(勘定科目)

第十七条 学校法人は、この章の規定の趣旨に沿つて消費収支計算を行なうため必要な勘定科目を設定するものとする。

(事業活動収支計算書の記載方法)

第十八条 事業活動収支計算書には、第十五条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部を設け、事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

(削る。)

(事業活動収支計算書の記載科目)

第十九条 事業活動収支計算書に記載する科目は、別表第一のとおりとする。

(当年度收支差額等の記載)

第二十条 第十五条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額(事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。)は、事業活動支出の部の次に予算の額と対比して記載するものとする。

2 当該会計年度の経常収支差額(第十五条第一号に掲げる活動の収支差額に同条第二号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。)は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

3 当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額(経常収支差額に第十五条第三号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。)は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載す

(消費収支計算書の記載方法)

第十八条 消費収支計算書には、消費収入の部及び消費支出の部を設け、消費収入又は消費支出の科目ごとに、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

(消費収支計算書の記載科目)

第十九条 消費収支計算書に記載する科目は、別表第一のとおりとする。

(当年度消費収入超過額等の記載)

第二十条 当該会計年度の消費収入超過額(消費収入が消費支出をこえる額をいう。)又は消費支出超過額(消費支出が消費収入をこえる額をいう。)は、当年度消費収入超過額又は当年度消費支出超過額として、消費支出の部の次に当該金額を予算の額と対比して記載するものとする。

2

るものとする。

4 当該会計年度の基本金組入額は、基本金組入前当年度收支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

5 当該会計年度の当年度收支差額（基本金組入前当年度收支差額から基本金組入額を控除した額をいう。以下同じ。）は、基本金組入額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

（翌年度繰越収支差額）

第二十一条 当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を加算した額を、翌年度繰越収支差額として、翌会計年度に繰り越すものとする。

一 当年度収支差額

二 前年度繰越収支差額（当該会計年度の前会計年度の翌年度繰越収支差額をいう。）

三 第三十一条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額

（削る。）

（翌年度繰越収支差額の記載）

第二十二条 翌年度繰越収支差額は、当年度収支差額の次に、前条の規定による計算とともに、予算の額と対比して記載するものとする。

（翌年度繰越消費収入超過額等）

第二十一条 当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を相互に加減した額を、翌年度繰越消費収入超過額又は翌年度繰越消費支出超過額として、翌会計年度に繰り越すものとする。

一 当年度消費収入超過額又は当年度消費支出超過額

二 前年度繰越消費収入超過額又は前年度繰越消費支出超過額

三 消費支出準備金（特定の会計年度の消費支出に充当するために留保する準備金をいう。以下同じ。）として当該会計年度において留保した額

四 消費支出準備金の当該会年度における取崩額

五 第三十一条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額

2 前項第三号の消費支出準備金の留保は、翌年度繰越消費支出超過額を繰り越すこととなる場合には、行なうことができないものとする。

（翌年度繰越消費収入超過額等の記載）

第二十二条 翌年度繰越消費収入超過額又は翌年度繰越消費支出超過額は、当年度消費収入超過額又は当年度消費支出超過額の次に、前条第一項の規定による加減の計算とともに、当該金額を予算の額と対比して記載するものとする。

(事業活動収支計算書の様式)

第一二十三条 事業活動収支計算書の様式は、第五号様式のとおりとする。

(事業活動収支内訳表の記載方法等)

第二十四条 事業活動収支内訳表には、事業活動収支計算書に記載される事業活動収入及び事業活動支出並びに基本金組入額の決算の額を第十三条第一項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

2 事業活動収支内訳表の様式は、第六号様式のとおりとする。

(消費収支計算書の様式)

第一二十三条 消費収支計算書の様式は、第四号様式のとおりとする。

(消費収支内訳表の記載方法等)

第二十四条 消費収支内訳表には、消費収支計算書に記載される消費収入及び消費支出の決算の額を第十三条第一項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

2 消費収支内訳表の様式は、第五号様式のとおりとする。

第四章 貸借対照表

第一節 資産

(資産の評価)

第二十五条 資産の評価は、取得価額をもつてするものとする。ただし当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもつてするものとする。

(減価償却)

第二十六条 固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については、減価償却を行なうものとする。

2 減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。

(有価証券の評価換算)

第二十七条 有価証券については、第二十五条の規定により評価した価額と比較してその時価が著しく低くなつた場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によつて評価するものとする。

(徴収不能額の引当て)

第二十八条 金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。

第二節 基本金

(基本金)

第二十九条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

第二節 基本金

(基本金)

第二十九条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

(基本金への組入れ)

第三十条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

一 学校法人が設立当初に取得した固定資産（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校的設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産）で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額

二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

額

- 四 恒常に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額
- 2 前項第二号又は第三号に規定する基本金への組入人は、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものとする。
- 3 学校法人が第一項第一号に規定する固定資産を借入金（学校債を含む。以下この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項において同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行つた会計年度において、返済又は支払を行つた金額に相当する金額を基本金へ組み入れるものとする。

（基本金の取崩し）

- 第三十一条 学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。
- 一 その諸活動の一部又は全部を廃止した場合 その廃止した諸活動に係る基本金への組入額
- 二 その経営の合理化により前条第一項第一号に規定する固定資産を有する必要がなくなつた場合 その固定資産の価額
- 三 前条第一項第二号に規定する金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなつた場合 その金銭その他の資産の額
- 四 その他やむを得ない事由がある場合 その事由に係る基本金への組入額

(貸借対照表の記載方法)

第三十二条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、資産、負債及び純資産の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

(貸借対照表の記載方法)

第三十二条 貸借対照表には、資産の部、負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部を設け、資産、負債、基本金又は消費収支差額の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

(重要な会計方針等の記載方法)

第三十四条 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針については、当該事項を脚注（注記事項を計算書類の末尾に記載する）と/orを記載する」とをいう。以下この条において同じ。)として記載するものとする。

2 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額を脚注として記載するものとする。

3 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

4 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。

5 担保に供されている資産については、その種類及び額を脚注として記載するものとする。

第三十二条 貸借対照表に記載する科目は、別表第二のとおりとする。
(貸借対照表の記載科目)

第三十四条 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針については、当該事項を脚注（注記事項を計算書類の末尾に記載すること）と/orを記載する」とをいう。以下この条において同じ。)として記載するものとする。

2 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額を脚注として記載するものとする。

3 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

4 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。

5 担保に供されている資産については、その種類及び額を脚注として記載するものとする。

6 翼会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額については、当該金額を脚注として記載するものとする。

7 当該会計年度の末日において第三十条第一項第四号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策を脚注として記載するものとする。

8 前各項に規定するもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項については、当該事項を脚注として記載するものとする。

(貸借対照表の様式)

第三十五条 貸借対照表の様式は、第七号様式のとおりとする。

(附属明細表の記載方法等)

第三十六条 固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表には、当該会計年度における固定資産、借入金及び基本金の増減の状況、事由等をそれぞれ第八号様式、第九号様式及び第十号様式に従つて記載するものとする。

第五章 知事所轄学校法人に関する特例
(計算書類の作成に関する特例)

第三十七条 都道府県知事を所轄廳とする学校法人(以下「知事所轄学校法人」という。)は、第四条の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細表(高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。)を作成しないことができる。

(徵収不能引当ての特例)

第二十八条 知事所轄学校法人(高等学校を設置するものを除く。次条

6 翼会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額については、当該金額を脚注として記載するものとする。

7 前各項に規定するもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項については、当該事項を脚注として記載するものとする。

(貸借対照表の様式)

第三十五条 貸借対照表の様式は、第六号様式のとおりとする。

(附属明細表の記載方法等)

第三十六条 固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表には、当該会計年度における固定資産、借入金及び基本金の増減の状況、事由等をそれぞれ第七号様式、第八号様式及び第九号様式に従つて記載するものとする。

第五章 知事所轄学校法人に関する特例

(新設)

(徵収不能引当ての特例)

第三十七条 都道府県知事を所轄廳とする学校法人(高等学校を設置す

において同じ。) は、第二十八条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。

(基本金組入れに関する特例)

第三十九条 知事所轄学校法人は、第三十条第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。

(削る。)

第六章 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人に関する特例

第四十条 法第十四条第一項に規定する学校法人（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校的設置者であつて、同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものに限る。）のうち、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）である同法第三条第二項の幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。）については、第一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会の基準に従うことができる。

(基本金組入れに関する特例等)

第三十八条 知事所轄学校法人は、第三十条第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。

2 知事所轄学校法人は、第四条の規定にかかわらず、基本金明細表を作成しないことができる。

第六章 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人に関する特例

第三十九条 法第十四条第一項に規定する学校法人（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校的設置者であつて、同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものに限る。）のうち、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）である同法第三条第二項の幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。）については、第一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会の基準に従うことができる。

- 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の学校法人会計基準の規定は、平成二十七年度（都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、平成二十八年度）以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、平成二十六年度（都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、平成二十七年度）以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。